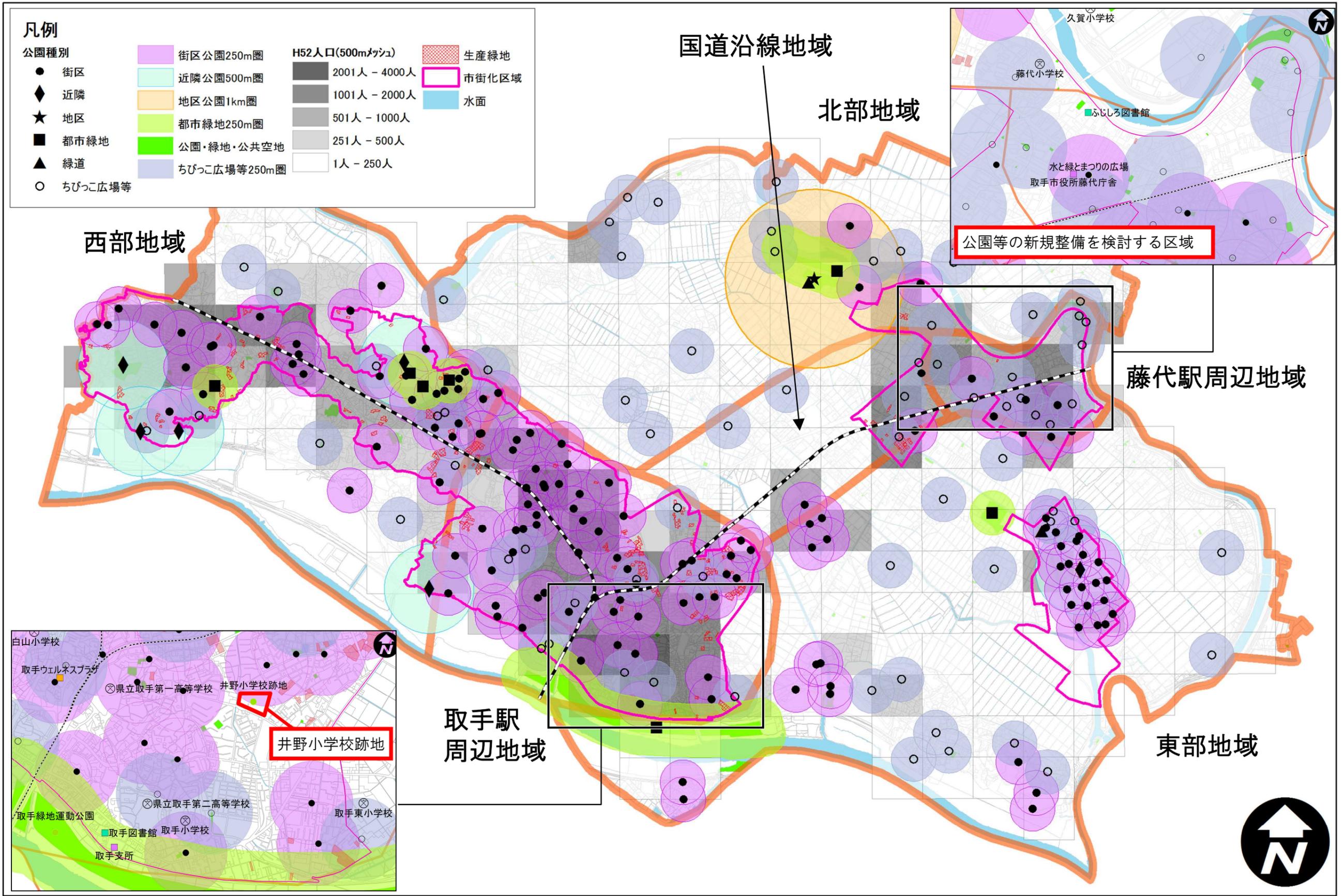


5章 公園配置計画

現在、市内に配置されている公園は、都市公園法[※]で規定された街区公園[※]、近隣公園[※]、地区公園[※]と、その他ちびっこ広場等の公園があります。これらの公園は、市街化区域[※]を網羅するように分布しており、概ね充足しているといえます。ただし、公園誘致圏^{※1}の範囲外となる取手駅東側（井野地区）、藤代駅周辺地域については、本計画の目標年次である令和20年の人口推計によると将来も一定の人口分布が見込まれることから、公園の新規整備が必要であると考えられます。今後は井野小学校跡地の公園施設整備と、藤代駅周辺地域への公園等の整備について検討を進めます。

※1 その他ちびっこ広場等の公園についても、街区公園の誘致距離250mを当てはめて公園誘致圏の確認を行いました。



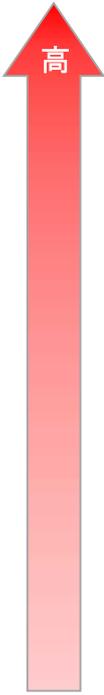
■都市公園の誘致圏域と新規整備を検討する区域

井野小学校跡地周辺については、平成 27 年度から令和 22 年度にかけて、人口が大きく減少する見込みとなっています。特に、「井野団地」の人口減少が著しく、老年人口比率は令和 22 年になると 40～50%となる見込みです。一方で、井野地区では、旧取手第一中学校跡地に取手市立井野なないろ保育所・地域子育て支援センターの整備が進められており、近隣にも民間の保育園があることから、今後、子育て世代の転入も期待されています。

このことから、井野小学校跡地の緑のオープンスペース[※]は、子育て世代や高齢者等の世代別のニーズを踏まえ、地域との協働[※]で遊具、休憩施設の設置を検討し、新たな公園として整備を進めていきます。

また、市全体としては、平成 28 年度策定の「取手市 公園施設長寿命化計画」の考え方に基づいて、平成 29 年度から令和 8 年度までの 10 年間で対策優先順位の高い公園の遊具、休憩施設等の改修・更新等の長寿命化対策を実施します。令和 9 年度以降については、将来の人口動向、利用状況や世代別のニーズを踏まえ、誘致圏が重複している小規模な公園等は統廃合について検討します。また、既成市街地[※]内の未利用地については、コミュニティガーデン[※]として活用することを検討します。合わせて、公園の空白域となる地区については、緑と水辺の拠点や利根川、小貝川等の緑量の豊かなエリアへのアクセス性の向上を図り、さらなる利便性の向上を目指します。

表 公園に関する施策の優先度

施策 No.	施策の内容	優先度
34	・遊具、休憩施設の改修・更新や、施設内の樹木の植栽、伐採等について、子育て世代や高齢者等の世代別のニーズを踏まえ地域と協議し、実施します。	
32	・多くの人が日常的に利用する公園等については、高齢者や障がい者をはじめすべての市民が安心して利用できるように新たな公園や再整備にあわせバリアフリー化を図ります。	
17	・取手緑地運動公園 [※] は、広い河川空間を活用してスポーツや川に親しむ活動の拠点としての機能の充実を図ります。また、小堀の渡しと取手駅周辺地域にある旧取手宿本陣染野家住宅等と連携して回遊性のある環境整備に取り組みます。案内板等を整備して、歴史に親しみ観光にも対応できる環境の整備に取り組みます。	
26	・空白域への公園・緑地等の確保に向けて、空白域に居住する市民との協働 [※] で身近に感じられる公園等の整備について検討します。	
18	・高井城址公園、岡堰・中の島、岡台地の大日山古墳史跡の連携を図り、自然と歴史に親しむことができる拠点地区として機能充実を図ります。	
37	・新たな市街地の拡大にあたって整備される公園・緑地等については、環境保全、防災、レクリエーション等の機能の確保を考慮しながら、地区内の緑を計画的に確保するために、積極的な整備を推進します。	